

公 告

教職魅力発信システム構築・運用業務に係る企画提案書の提出を求めるため、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

教職魅力発信システム構築・運用業務

(2) 業務内容

教職魅力発信システム構築・運用業務調達仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。

(4) 提案上限額

8,935,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和7年度の上限は、6,823,000円（消費税および地方消費税を含む。）、

令和8年度の上限は、1,584,000円（消費税および地方消費税を含む。）、

令和9年度の上限は、528,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

※ 令和8年4月以降の業務は、令和8年度以降の予算の成立を条件とし、当該年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額または削除があった場合は、契約を解除できることとする。

2 企画提案書を提出できる者の要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務のほかの共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

(3) 企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されている、かつ情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して I SMS 認証基準 (Ver 2.0) または J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O / I E C 2 7 0 0 1) の基準に適合することの認証を受けていること。(共同企業体にあつては、構成員のうち少なくとも運用・保守を担当する者が該当すること。)
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 企画提案に必要な資料

実施要領を参照のこと

(企画提案書の提出期限は令和7年7月30日(水)17時 必着)

4 受託者の選定・契約等

実施要領を参照のこと

5 企画提案書の提出先および問い合わせ先(募集要領等交付場所)

福井県教育庁 教職員課 学校業務改善グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

電話/0776-20-0563 FAX/0776-20-0670

電子メール/kyosyoku@pref.fukui.lg.jp

募集要領は以下のホームページでも公開する。

アクセス先 <https://www.pref.fukui.lg.jp>